

# 令和7年9月 農業委員会総会

令和7年9月8日（月）

分庁舎2階第2多目的室

午後3時30分から午後5時00分まで

## 1. 出席者

### <農業委員>

1番	宮田	早苗	5番	石渡	潤一
2番	京増	孝一	6番	相京	文夫
3番	飯田	隆男	7番	木我	恭子
4番	藤崎	茂	8番	石橋	義弘

### <農地利用最適化推進委員>

齊藤 孝壹 篠原 庄一  
小坂 和男

## 2. 欠席者（農業委員）

なし

## 3. 農業委員会事務局 古川事務局長・鶴澤副主査（書記）・綿貫主査補

4. 議題 第1号議案 農地法3条許可申請について（1件）  
第2号議案 農地法5条許可申請について（1件）

5. 専決処理報告 農地法第4条の届出について（1件）

# 酒々井町農業委員会総会会議録

令和7年9月8日（月）

古川事務局長 ただいまから令和7年9月の農業委員会総会を開会させていただきます。それでは、総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

飯田会長 稲刈りシーズンで皆様作業にお忙しいことと思いますが暑い日が続いています。本日も慎重審議よろしくお祈いします。

古川事務局長 ありがとうございます。なお、事前にお伝えしたとおり、転用に係る現地確認については資料に添付したカラーコピーの写真にかえさせていただきますのでご確認下さい。それでは議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。

飯田議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、8名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、4番 藤崎茂委員、5番 石渡潤一委員を指名します。また、書記に事務局の鵜澤副主査を任命します。なお、本日の総会は、議案2件、専決処理その他となりますのでよろしくお祈いします。

飯田議長 続いて、第1号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

古川事務局長 第1号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1について説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。譲渡人・譲受人とも尾上在住者です。申請地は尾上の農地1筆で、地目は田、面積は1,025㎡です。作付作目は水稻です。権利の種類等は所有権です。位置については2ページの位置図、3ページの公図をご覧ください。営農計画書については4ページをご覧ください。申請理由は譲受人が本申請地の隣接地を既に耕作していることから、

本申請地を取得し営農規模を拡大するためとのことです。また、皆様のお手元に配布させていただきましたが、篠原委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことでした。以上で説明を終わらせていただきます。

飯田議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については篠原委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

篠原推進委員 譲受人の〇〇さんは古くから尾上地区で田畑を耕作しております。実績のある方で問題ないと思います。

飯田議長 篠原委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

飯田議長 特にないようでしたら、これから採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

飯田議長 採決の結果、挙手全員のため、第1号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1につきましては、許可することに決定します。

飯田議長 続いて、第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

古川事務局長 第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について説明させていただきます。資料の5ページをご覧ください。内容の説明の前に、本申請地の

過去の経緯について説明させていただきます。本申請地は令和2年6月に譲渡人が農地造成の許可を受け工事が完了した場所となります。許可を受けて農地造成を行った上での農地以外の目的への転用の許可申請となりますが、

- ・農地造成完了後5年程度経過していること
- ・若干遊休化が見られるが違反転用は無いこと

から、本申請を受理することについて問題ない旨、印旛農業事務所企画振興課より回答を得ています。それでは、内容の説明に入らせていただきます。譲受人は尾上に住所を有する法人、譲渡人は尾上在住者です。申請地は尾上の農地1筆で、地目は畑、面積は1,011㎡です。申請理由は資材置場及び駐車場の建設です。現在稼働している既存の建築機械置場が手狭となったため、隣接地に新規の資材置場及び駐車場を確保し、建築機械置場及び自社用トラック等駐車場として利用するため本申請に至ったとのことです。権利の種類は所有権移転です。立地基準については、本申請地は農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。地域計画除外関連については、本申請地は酒々井地区の対象地に含まれておりましたが、令和7年8月22日付で除外手続きが完了しております。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、令和7年10月20日着工、令和8年1月31日完了の予定です。申請地の位置及び現況については、6ページの位置図・7ページの写真・8ページの公図をご覧ください。土地利用計画図については、9ページの本申請で拡張する予定の施設（尾上〇〇〇〇〇）及び10ページの既存施設（尾上〇〇〇〇〇）の図面をご覧ください。本申請地においてトラック駐車場3台分・建築機械置場2カ所・建築機械展示場1カ所・来客等駐車場5台分・積卸スペースの設置を想定しているとのことです。事業実績及び数量算定根拠については、11ページ・12ページをご覧ください。事業計画書については、13ページ・14ページをご覧ください。造成計画については、軽く整地するのみで切土・盛土は行わないとのことです。土地選定理由は、既存施設の隣接地で前面道路の幅が広い敷地を確保できることから本申請地を選定した

とのことです。雨水は当該敷地内で浸透処理し、用水・汚水・雑排水は該当しないとのことです。防災計画については、工事中は歩行者等に影響が出ないように配慮し、工事後はフェンスを設置し土砂流出等を防止して安全配慮に努めるとのことです。また、隣接地に農地はないため、周辺農地への被害防除対策は該当ありません。以上で説明を終わらせて頂きます。

飯田議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については私から説明させていただきます。

飯田議長 譲渡人の〇〇〇〇さんは高齢で農作業を行うのが困難な状態となっており、申請地についても最近では雑草が繁茂している状況でした。買い手がいるなら転用もやむを得ないと思います。

飯田議長 続いて、申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

(申請代理人 入室)

飯田議長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申請代理人 譲渡人・譲受人双方の代理人を務めます〇〇と申します。よろしくお願いします。

飯田議長 今、提出されました農地法5条の許可申請について審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申請代理人 譲受人の〇〇〇〇〇様は本申請地の隣接地で7年前から中古のユンボ等の重機を仕入れて海外に販売する事業を行っております。オークション会場でユンボ等を購入し酒々井町の事業所でメンテナンスを行い海外に販売しています。日本の重機はクォリティが高く根強い人気があり、中国等をメイン

に販売しています。多い時で月100台程度販売している実績があり、今後も安定した需要が見込まれることから、事業拡大を視野に敷地拡張を決断し、本申請に至りました。また、現状で敷地一杯にユンボ等を置いており、正面道路の歩行者に危険が及ぶ恐れがあり安全確保のため敷地拡張に迫られていることも、本申請に至ったもう一つの大きな理由となります。許可後は本申請地に販売用重機30台分・展示用重機10台分・事務員又は来客用車両駐車場・トラック駐車場等の設置を予定しています。造成計画については、切土・盛土は行わず、雨水は敷地内浸透とし、周囲にブロック塀を設置して土砂流出を防ぐ予定です。以上で説明を終わらせていただきます。

飯田議長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

藤崎農業委員 譲受人の法人の従業員は何名いますか。

申請代理人 正社員4名、パート1名の計5名です。本申請の許可が出て事業地が拡大すればもう少し増やしたいと考えているとのこと。

飯田議長 トレーラーで搬入すると思いますが、正面道路が国道〇〇〇号で交通量が多いため入庫時に渋滞が懸念されます。事故の可能性もありますので、十分気をつけていただきたいと思います。

申請代理人 私から十分配慮するよう譲受人に伝えます。

篠原推進委員 本申請地の正面道路は〇〇〇中学校の通学路となり、自転車も多く通ります。特に通学時に正面道路の渋滞及び危険が懸念されます。これまで大型車は正面道路の上り下り両方を止めて頭から入っていたようです。本申請地を取得後も頭から入れることを予定していますか。

申請代理人 頭から入れるかどうかは即答しかねますが、本申請地の中央部にトレーラー

を止め積み卸しを行う広いスペースの配置を予定しているため、本申請地取得後は極力正面道路の通行に支障が生じないようにできると思います。正面道路の通行に配慮して誘導が必要な状況になったとしても十分な注意を払うよう譲受人に伝えます。

飯田議長 他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請代理人 退室)

飯田議長 それでは、これから採決を行います。第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

飯田議長 採決の結果、挙手全員ですので農地法第5条許可申請 整理番号1につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

飯田議長 次に専決処理報告に移ります。農地法4条の届出 整理番号1について事務局より報告願います。

古川事務局長 専決処理報告 農地法第4条の届出 整理番号1について説明させていただきます。資料の15ページをご覧ください。届出者は下岩橋在住者です。届出地は下岩橋の農地2筆で、登記地目は畑、現況地目は雑種地、面積は合計で1,268㎡です。届出理由は、〇〇〇〇〇については隣接する進入路を拡幅し公衆用道路とするためとのことです。〇〇〇番については、公衆用道路及び住宅用地で届出されており、それぞれ今後分筆を行う予定とのことです。公衆用道路の部分(1,74㎡)は正面道路の拡幅が目的とのことです。残りの部分(1,135.26㎡)は住宅用地で届出されており、今後必要に応じて分筆を行い、住宅建設を計画していく予定とのことです。備考

ですが、令和7年8月1日付け、酒農委第4号の2で受理証明を出させていた  
ただいております。位置につきましては、16ページの位置図と17ページ  
の公図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

飯田議長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお  
願いします。

(質問・意見等なし)

飯田議長 特にないようでしたら、専決処理報告ですのでよろしくお願ひします。

飯田議長 次に、その他について、事務局より何かありましたらお願ひします。

(視察研修について)

(令和7年度ブロック別研修について)

(その他)

飯田議長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願ひ  
します。

古川事務局長 6日の月曜日はいかがでしょう。

飯田議長 ただ今、6日の月曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょう。特  
にないようなので、来月の総会は、6日の月曜日で決定させていただきます。  
それではこれで、議案、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていた  
だき、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

古川事務局長 それでは、これで9月の総会を閉会いたします。また、この後、非農地判断  
を実施しますので、事前にご連絡した該当委員のみ残ってお待ちいただくよ  
うお願ひします。